

ほうじんかい

税と地域のための情報誌



サグラダファミリア (スペイン)

第三十回 通常総会報告

- 税制改正シリーズ ● 部会だより
- 身近な法律相談 他



めざます企業の繁栄と社会への貢献
一般社団法人 千葉南法人会

エもタックス  地方製本・デジタルシステム



官庁・企業でクールビズ実施中！平成29年5月1日～10月31日

- 1 総会報告
「第30回通常総会」
 各新役員紹介／法人会功労者表彰
- 6 税金トピックス
 「消費税の軽減税率制度が実施されます」
- 10 インフォメーション
 ○税務だより
 平成29年税務職員採用のお知らせ
 ○県税だより
 個人住民税特別徴収について
 ○税金ミニ情報
 セルフメディケーション税制
 (医療費控除の特例) について
- 12 News
 ○第12回全国女性フォーラム
 ○法人税入門講座
 ○第29回青年部回定時総会
 ○第30回女性部会定時総会
- 14 身近な法律相談
 「遺産分割をめぐる近時の最高裁判例」
- 15 会社訪問
 株式会社 いまでや
- 16 コラム
 健康相談
「床ずれ～褥瘡～」
 新産業展望シリーズ
「新農業の時代」
 天満由美子の健康運
- 18 イベントetc
 研修案内／行事予定／新会員紹介
- 20 お知らせ
 ○法律無料相談のお知らせ
 ○法人会からのお願い

表紙の言葉 サグラダファミリア(スペイン)



バルセロナの空にそびえ立つ8本の荘厳な塔を持つこの教会はアントニ・ガウディのもっとも有名な作品であり、観光を楽しむ人にとってもっとも観てみたい建物です。写真は教会の東側で「誕生のファサード」と呼ばれています。南側は「栄光のファサード」西側は「受難のファサード」と呼ばれ、キリストの一生をこの教会の壁面を使用して表しています。この教会の建物の外形のすばらしさとともに各壁面もそれぞれの特徴があり、見応えのあるものとなっています。教会の内部は19世紀に設計されたとは思えないほど明るく無数のステンドグラスと精巧な彫刻で装飾されています。ガウディが森をイメージして内装の設計を考えたというおとり建物を支える柱が天井に向かって木の枝のように無数に枝分かれしていて、この設計も今まで見たこともない内装となっています。

撮影者プロフィール(略歴)

高石 泉(たかいし いずみ)

千葉県市原市出身
 県立千葉高等学校卒
 慶應義塾大学商学部卒
 有限会社 たかいしビル設立
 (主な所属) 千葉南法人会／東邦大学青藍会副理事
 ／慶應義塾大学吉田正樹
 ゼミ理事(初代代表)
 (主な資格) 宅地建物取引士 2級 FP AFP
 (趣味) 旅行／歴史探訪／読書(司馬遼太郎・城山三郎)／野球観戦／ラグビー観戦歴40年／写真

竹田

アメリカ、インディアナポリスで行われた「インディ500」で日本人レーサー・佐藤琢磨が優勝した。インディ500は毎年5月に開催されるアメリカンモータースポーツイベント。F1モナコ、ル・マンに並ぶ世界3大レースのひとつに数えられるレースだ。マシンにはホンダなど日本のエンジンを搭載するなど、長年日本が果たす役割は大きい。日本人レーサーの優勝は佐藤が初めて。快挙には自動車レースに詳しくなくても素直に嬉しいもの。そんな盛り上がりで冷水を浴びせるツイートが発信された。アメリカ地方紙の記者による「とても不快感を覚える」というものだ。世界各国からの猛反論ツイートに「戦没将兵追悼記念日の前日であったため云々」との弁明も空しく何と解雇されてしまった。隣国中国や韓国による同様のヘイトは珍しいものではなく、「アメリカお前もか」と残念ではあったが「解雇」には驚いた。それにしてもSNSというのは恐ろしい。一瞬にして全世界に発信、拡散されてしまうのだ。トランプ大統領の気まぐれツイートや最近はなくなったが我が国首相のフェイスブックでの不用意なつぶやきとなると国際的な問題にもなりかねない。心して発信願いたいものだ。

第三十回通常総会

会員にとって役立つ各種事業を！

第30回通常総会は、去る5月30日JFEみやざき倶楽部において、小山千葉南税務署長はじめご来賓多数出席のもと盛大に開催されました。

第1部通常総会は午後2時30分から行なわれ伊藤事務局長が司会に立ち、高橋会長が議長に選出され、提出された第1号議案から第3号議案は全て満場一致で承認可決されました。

総会後開催された臨時理事会において、高橋会長はじめ新役員が承認可決されました。



出席頂いた法人会会員

第2部新役員紹介及び法人会功労者表彰式では、平成29年度全法連・県法連表彰を受彰する方々が紹介されたほか法人会発展に功労のあった方々に会長表彰状・会長感謝状が授与されました。

第3部記念講演会は時事通信社特別解説員 田崎史郎氏を講師に、「どうなる日本、今後の経済動向」と題し、アベノミクスの中で日本の政治経済がどう動くかを数々の経験談からお話し頂きました。

第4部会員交流会では、熊谷千葉市長はじめ来賓の皆様にも多数ご参加頂き、和やかな雰囲気の中交流を深める場となりました。

議事

- 第1号議案
平成28年度事業報告の件
- 第2号議案
平成28年度計算書類及び
公益目的支出計画実施報告書
承認の件
- 第3号議案
任期満了に伴う役員改選の件
- 報告事項
平成29年度事業計画並びに
収支予算について



講演中の
時事通信社特別解説員 田崎 史郎 氏



功労者表彰式



高橋会長挨拶



熊谷千葉市長挨拶



一松市原県税事務所長挨拶



小山千葉南税務署長挨拶

ご祝辞を
頂きました

会長挨拶



会長
高橋 紀男

昭和18年生まれ
昭和45年 啓明工業㈱
代表取締役就任
業務内容：貸倉庫業

第30回通常総会におきまして、一般社団法人 千葉南法人会会
長を引き続き拝命いたすことになりました。今後も会員皆様のご
期待に添えるよう法人会発展の為、全身全霊を傾ける所存でござ
いますので、何卒ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。
さて、2016年を振り返りますと、この一年我が国の経済は
「アベノミクス」を始めとする各種政策の効果もあり、景気は緩や
かな回復があった年だと思えます。企業部門の設備投資も上向き
つつあり、雇用・所得環境も改善の方向に向かい個人消費も底堅
い動きを示しております。

一方で大企業と中小企業では、企業業績・景況感に温度差が
あり、加えて今後の「北朝鮮問題」、「米国との経済摩擦」、「ヨ
ーロッパ主要国のEU離脱」等先行きが不透明な面もあり私たち
中小企業経営者は難しい舵取りを求められると思えます。

このような中にあつて、千葉南法人会では「税のオピニオン
リーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と
社会の繁栄に貢献する経営者の団体である「こと」を基本理念に、
税知識の普及や納税知識の効用を目的とした事業、地域社会への
貢献を目的とした事業に役員を始め会員の皆様と幅広く取り組ん
で参りたいと思えます。

特に、青年部会が積極的に取り組んでいる「租税教室」、女性部会
が取り組んで4年目になる「税に関する給はがきコンクール」は、教
育の現場からも好感をもたれており、今後それぞれの部会における
中心的事業に育てて参りたいと思っております。

今年で創立30周年を向かえ、今抱えている「会員減少問題」や
「財政問題」、「各種事業の内容」などを、もう一度原点に立つて見
直す機会にしたいと思っております。どうか会員の皆様には、今ま
でもましてご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員皆様方のご健勝と各企業の益々
のご繁栄を心から祈念いたしますとともに、関係ご当局・諸団体の
ご支援ご協力をお願い申し上げます。皆様とさせていただきます。

千葉南法人会新役員決まる！

第30回通常総会後開催された臨時理事会において、
新たに選出された役員の方々をご紹介します。



会長
高橋 紀男
啓明工業㈱



副会長
麻薙 重彦
千種興産㈱



副会長
寄主 俊雄
朝漢業工業



副会長
時田 計代
源彰業㈱



副会長
宮原 廣
朝ミヤハラ



常任理事
総務委員長
野中 久義
朝久野屋本店



常任理事
税制委員長
向後 勝弘
朝向後構造設計事務所



常任理事
組織委員長
藤田 和利
朝サイン



常任理事
研修委員長
小川 長二
朝こにし



常任理事
厚生委員長
鈴木 美津江
朝鈴木食品



常任理事
第1支部連合長
小泉 全治郎
朝小泉製紙㈱



常任理事
第2支部連合長
古市 博文
朝川崎不動産



常任理事
第3支部連合長
笹原 孝志
朝笹原工務店



常任理事
第5支部連合長
中西 廣中
朝中西石材店



常任理事
第6支部連合長
内藤 薫
朝丸藤商店



理事
小山 誠
朝コヤマ



理事
城 義博
朝博多ハウジング



理事
柳川 智明
朝柳川建設㈱



理事
越部 圓
朝越部



理事
松崎 久夫
朝松樹工業



理事
水野 浩利
朝水野運輸㈱



理事
小川 伸
朝ケンシンデバイツ



理事
鴫田 房暉
側実 政



理事
齋藤 順行
側ピーピーサービス



理事
景山 秀貴
側日本ビジネス



理事
川上 主介
側松月堂本店



理事
鈴木 正貴
側木建設側



理事
鳩川 伸助
側鳩川組



理事
若菜 智一
側太栄工務店



理事
山本 良吉
側大京住宅側



理事
高石 泉
側たかいしビル



理事
根元 精一
側市津工業所



理事
中村 雅人
側八幡屋商店



理事
菊岡 文夫
側潤井戸タクシー



理事
高橋 勝治
側タカハシ商会



理事
吹原 誠
側吹原製料店



理事
宮地 勝廣
側東日本エンジニアリング側



理事
白井 一禎
側京葉石油側



理事
船崎 善之
側丸八建設運輸側



理事
山下 清俊
側東邦化学研究所



理事
角谷 穂子
側協友工業側



理事
井村 鋼造
側日の出グリーン建設側



理事
齋藤 謙
側国分台不動産センター側



理事
山内 一信
側山内工業側



理事
土岐 孝一
側土岐操商店



理事
菊地 政廣
側新千葉建設側



理事
切替 尊弘
側豊和エンタープライズ側



理事
山田 宏
側山田石材



理事
石井 孝幸
側駒山工業



理事
加藤 利夫
側神崎製氷側



監事
浅井 繁一
側浅井第一税理士事務所



監事
穴倉 正躬
側穴倉金物店



監事
鎗田 重男
側鎗田興業側



五井東第2支部長
浜野 嘉也
側長 太



理事
中村 静子
側八幡屋商店



理事
猪狩 久仁男
側猪狩塗装



理事
佐久間 祥二
側角屋商店



事務局長
伊藤 清一



相談役
加藤 庄司
側鮎 徳



相談役
鈴木 雅博
側太陽物産側



相談役
田中 篤
側坪建設側



相談役
森 和夫
側五井モーター商会



相談役
松下 總一郎
側まつした

千葉南法人会役員名簿

■総務委員会

役職名	氏名	法人名
担当副会長	麻 雅 重 彦	千種興産(株)
委員長	野 中 久 義	(有)久野屋本店
副委員長	景 山 秀 貴	(有)日本ビジネス
委 員	水 野 浩 利	水野運輸(株)
同	古 市 博 文	(有)川崎不動産
同	越 部 圓	(株)越 部
同	池 田 惠 一	丸池企業(株)
同	山 田 宏	(有)山田石材
同	田 仲 正 道	(株)藤野トヨ住器
同	山 内 一 信	山内工業(株)

■税制委員会

役職名	氏名	法人名
担当副会長	麻 雅 重 彦	千種興産(株)
委員長	向 後 勝 弘	(株)向後構造設計事務所
副委員長	山 本 良 吉	大京住宅(株)
委 員	水 野 晴 子	(株)ミズレック
同	藤 崎 美 恵 子	(有)フーリーデザインハウス
同	真 野 匡 章	大真建設(株)
同	城 義 博	(有)博多ハウジング
同	柳 川 智 明	柳川建設(株)
同	赤 星 健 二	赤星工業(株)
同	高 石 泉	(有)たかいしビル
同	船 崎 善 之	丸八建設運輸(株)
同	山 下 清 俊	(株)東邦化学研究所
同	宮 地 勝 廣	東日本エンジニアリング(株)
同	菊 地 政 廣	新千葉建設(株)

■組織委員会

役職名	氏名	法人名
担当副会長	寄 主 俊 雄	(株)双葉工業
委員長	藤 田 和 利	(有)サイン
副委員長	佐 藤 春 治	大 翔 (株)
委 員	増 田 照 子	(有)増田豊店
同	高 石 真 一	(有)高石酒店
同	上 野 聡	(株)上野工業所
同	井 村 鋼 造	日の出グリーン建商(株)
同	高 田 勇 三 郎	(有)高田工業
同	中 西 廣 中	(有)中西石材店
同	若 菜 智 一	(有)太陽工務店
同	猪 狩 久 仁 男	(有)猪狩塗装
同	中 村 静 子	(有)八幡屋商店
同	曾 谷 栄 子	(株)光和化工機

■広報委員会

役職名	氏名	法人名
担当副会長	寄 主 俊 雄	(株)双葉工業
委員長	秋 庭 重 樹	(株)マルハチ
副委員長	矢 鳥 正 雄	光葉土地(株)
委 員	小 泉 全 治 郎	小泉製紙(株)
同	小 山 誠	(株)コヤマ
同	町 田 和 義	(有)丸三印刷所
同	鳩 川 伸 助	(株)鳩川組
同	鈴 木 正 貴	(株)鈴木建設
同	石 井 一 行	石井商事(株)

■研修委員会

役職名	氏名	法人名
担当副会長	宮 原 廣	(株)ミヤハラ
委員長	小 川 長 二	(株)こにし
副委員長	菊 岡 文 夫	(有)潤井戸タクシー
委 員	川 上 主 介	(株)松月堂本店
同	鴫 田 房 暉	(有)東 政
同	岡 本 修	(有)赤坂不動産
同	中 村 雅 人	(有)八幡屋商店
同	浜 野 嘉 也	(株)長 太
同	笠 原 貞 子	(株)開 運
同	石 井 孝 幸	(有)朝山工業
同	内 藤 薫	(有)丸藤商店

■厚生委員会

役職名	氏名	法人名
担当副会長	時 田 計 代	源 総 業 (株)
委員長	鈴 木 美 津 江	(株)鈴木食品
副委員長	根 元 精 一	(有)市津工業所
委 員	松 崎 久 夫	(株)松樹工業
同	高 橋 勝 治	(有)タカハシ商会
同	笹 原 孝 志	(株)笹原工務店
同	齋 藤 順 行	(株)ビービーサービス
同	本 郷 長 生	ヤマトジハン(株)
同	田 中 實	田中自動車(株)
同	水 野 し づ 江	ミズノ興業(有)
同	加 藤 あ さ	(有)綿文ストア
同	成 谷 狭 田 子	(株)パウエルニット
同	角 谷 穂 子	協友工業(株)

法人会功労者表彰受彰者

5月30日開催された第30回通常総会の席上、永年法人会発展に尽力された方々に高橋会長より会長表彰状、会長感謝状が贈呈されました。

表彰状受彰者



大 翔陽 様
佐藤 春治 様



小川 安昭 様



田中 實 様



笠原 貞子 様



浜野 嘉也 様



池田 恵一 様



田仲 正道 様



石渡 文則 様



高田 勇三郎 様

◎個人部門

感謝状受彰者



小沢 茂雄 様



藤崎 美恵子 様



菊田 房輝 様



藤原 直幸 様



池田 澄枝 様



伊藤 和也 様



高田 茂 様



藤井 勝政 様

◎団体部門

○千葉県税理士会千葉南支部

○けやき総合法律事務所

○櫻井社会保険労務士事務所

○中野公認会計士事務所

○高橋税理士事務所

○渡部税理士事務所

○増田税理士事務所

○小林公認会計士事務所

○浅井税理士事務所

会員増強運動目標達成表彰受彰者

◎団体部門

特別賞

五井中央第2支部

金賞

五井東第2支部

市原支部

大同生命保険(株)

AIU損害保険(株)

㈱千葉銀行蘇我支店

銀賞

八幡北支部

銅賞

誉田支部

五井南第1支部

姉崎北支部

努力賞

生浜支部

土気支部

市津支部

海岸千種支部

南総支部

青年部会

女性部会

アメリカンファミリー

生命保険会社

千葉信用金庫白旗支店

◎個人部門

特別賞



大 翔陽 様
佐藤 春治 様



笠原 貞子 様

金賞



高橋 勝治 様

銀賞



官原 廣 様

銅賞



秋庭 重樹 様

全法連・県法連

功労者表彰受彰者

全法連表彰受彰者



浜野 嘉也 様



秋庭 重樹 様



池田 恵一 様

県法連表彰受彰者



赤星 健二 様



笠原 貞子 様



小川 好繪 様

全法連福利厚生制度

優良表彰受彰者

◎団体部門

○大同生命保険(株)

千葉支社営業二課様

◎女性部会

◎個人部門



大同生命保険(株)
小川 好繪 様



大同生命保険(株)
玉那覇 美沙 様

平成 31 年
10 月 1 日～

消費税の軽減税率制度が 実施されます

税金
トビックス



軽減税率制度の 実施時期	平成 31 年 10 月 1 日（消費税率の引上げと同時）
消費税率等	標準税率は 10%（消費税率 7.8%、地方消費税率 ^(注) 2.2%） 軽減税率は 8%（消費税率 6.24%、地方消費税率 ^(注) 1.76%） （注）地方消費税の税率は、消費税額の 78 分の 22
軽減税率の 対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等 の記載と保存	<ul style="list-style-type: none"> 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等^(注1)」の保存ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等^(注2)の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。 <p>（注）1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成 35 年 10 月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります（適格請求書等保存方式）。</p>
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。

《消費税率の引上げ時期が平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に変更されたことに伴う改正点》

内容	改正前	改正後（平成 28 年 11 月改正）
軽減税率制度の実施時期	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 10 月 1 日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日	平成 31 年 10 月 1 日～平成 35 年 9 月 30 日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成 33 年 4 月 1 日	平成 35 年 10 月 1 日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更

～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

課税事業者の方

- 軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり
例）飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）
- 軽減税率対象品目の仕入れのみあり
例）会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

①発行する請求書等は区分記載請求書等へ

②取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理）

③申告時の税額計算
※仕入れのみの場合は②と③

- 1 軽減税率の対象となる品目
 - 2 帳簿及び請求書等の記載と保存
 - 3 税額計算の特例
- をご覧ください。

免税事業者の方

軽減税率対象品目の売上げあり

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

- 1 軽減税率の対象となる品目
 - 2 帳簿及び請求書等の記載と保存
- をご覧ください。

1 軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

飲食料品

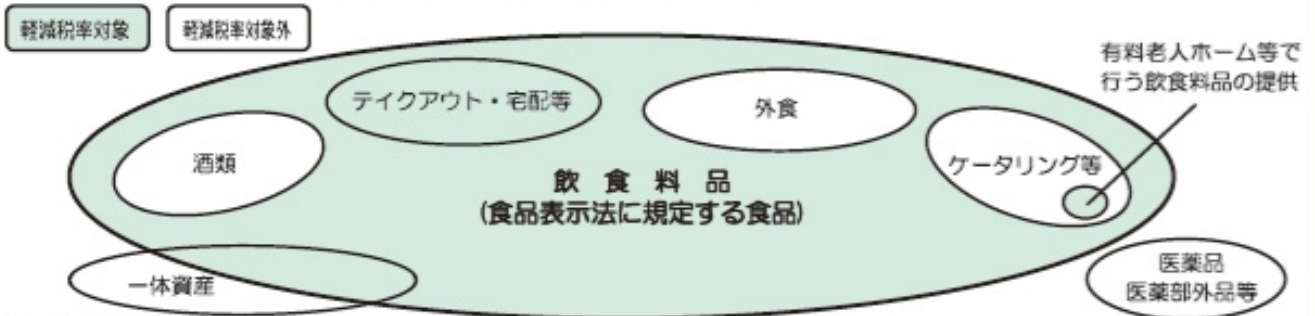
飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》



主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。 例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成31年10月～平成35年9月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、9ページを参照

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	（上記に加え） 軽減税率の対象品目である旨	（上記に加え） ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能

- (注) 1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》

〇〇街中

請求書

平成31年11月分 87,200円（税込）

11/1	牛肉	※	5,400円
11/3	小麦粉	※	2,160円
...
11/27	しょうゆ	※	3,240円
11/30	ビール		6,600円
	合計		87,200円
			(10%対象 44,000円)
			(8%対象 43,200円)

△△街

「※」は軽減税率対象品目である旨を示します。

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載）

② 税率ごとに合計した対価の額（税込み）の記載

（参考）

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者）に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

※ 平成28年11月の税制改正により、

- ① 適用対象となる期間が変更されました。
- ② 中小事業者以外の事業者に対する税額計算の特例は措置されないこととされました。

売上税額の計算特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上及び売上税額を計算することができます。

区分	① 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者	③ ①・②の計算が困難な中小事業者（注）
内容	卸売業・小売業に係る売上げに <u>小売等軽減仕入割合</u> を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の仕入額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る仕入総額（税込み）}}$	売上げに <u>軽減売上割合</u> を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 $\frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額（税込み）}}$	①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算 （注）主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象
適用対象	以下の期間において行った課税資産の譲渡等 <u>平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間</u> ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		

仕入税額の計算特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

区分	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者
内容	卸売業・小売業に係る仕入れに <u>小売等軽減売上割合</u> を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算 $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る売上総額（税込み）}}$	簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用し、仕入税額の計算が可能 （参考）原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前に消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要
適用対象	以下の期間において行った課税仕入れ <u>平成31年10月1日から平成32年9月30日の属する課税期間の末日までの期間</u> ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。	以下の課税期間に適用可能 <u>平成31年10月1日から、平成32年9月30日までの日の属する課税期間</u> ※ 消費税簡易課税制度選択届出書は平成31年7月1日から提出可能

4 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（平成35年10月1日～）

課税事業者・免税事業者の方

平成35年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

- 適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）（注）申請受付は、平成33年10月1日からとなります。
- 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要
- 適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存を義務付け

※ 平成28年11月の税制改正により、適格請求書等保存方式の導入時期は、「平成33年4月1日」から「平成35年10月1日」に変更されました。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合に、以下のとおり仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

期間	割合
平成35年10月1日から平成38年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
平成38年10月1日から平成41年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援^(注)
※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL <http://kzt-hojo.jp>
専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

平成29年度—税務職員採用試験のお知らせ

税務だより

人事院では、下記のとおり「平成29年度税務職員採用試験」を行います。

興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

受験資格

- ①平成29年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成30年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ②人事院が上記①に掲げる者に準ずると認める者

申込手続

インターネット申込み（原則、インターネット申込みとなります。）

- (1)受付期間 平成29年6月19日(月)9時～6月28日(水)【受信有効】
申込専用アドレス【<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】
- (2)受験案内 交付期間及び入手方法 平成29年5月9日(火)～6月28日(水)
人事院ホームページ（国家公務員採用情報NAVI）からダウンロード
【<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>】

（注）東京国税局又は各税務署若しくは人事院各地方事務局（所）にも備え付けています（土・日曜日及び祝日を除く9時～17時）

試験日

- ①第1次試験 平成29年9月3日(日)
- ②第2次試験 平成29年10月11日(水)～10月20日(金)のうち、指定された日

問い合わせ先

千葉南税務署総務課：青田（TEL 043-261-5571 内線211）

税金ミニ情報

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。

セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

1. 大綱の概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する。

（※1）特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

（※2）要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品
（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）

（注）本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関(WHO)において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

2. 制度の内容

■対象となる医薬品（医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品）について

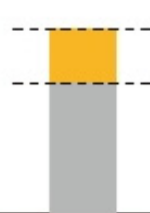
○スイッチOTC医薬品の成分数：83（平成29年1月13日時点）

一対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬

（注）上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない

本特例措置を利用する時のイメージ

○課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）



○8,000円が課税所得から控除される
（対象医薬品の購入金額：20,000円—下限額：12,000円=8,000円）

○減税額

・所得税：1,600円の減税効果（控除額：8,000円×所得税率：20%=1,600円）

・個人住民税：800円の減税効果（控除額：8,000円×個人住民税率：10%=800円）



個人住民税特別徴収について

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が毎月従業員等（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。

平成28年度から特別徴収徹底の取り組みを行っていますので、ご協力をお願いします。



特別徴収Q&A(抜粋)

第1 制度一般について	
Q1	個人住民税の「特別徴収」とはどのような制度か。
A1	個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、事業者（給与支払者）が毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税（市町村民税+県民税）を引き去り（給与天引きし）、従業員に代わり市町村に納入していただく制度です。 所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収を行う義務があります。（地方税法（以下「法」という）第321条の4第1項）
Q3	パート・アルバイトも特別徴収しなければならないのか。
A3	前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている人は特別徴収の対象となります。（法第321条の3第1項） 従って、パート・アルバイトであっても、この要件に当てはまる場合には、特別徴収の対象になります。
Q7	これまで認めていた普通徴収をなぜ、特別徴収に切り替える必要があるのか。
A7	地方税法では、所得税の源泉徴収を行っている事業者は、原則として従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。（法321の4第1項）普通徴収を引き続き容認することは、法令を順守している事業者との間に公平を欠くこととなります。 なお、従業員にとっては、納付を忘れる心配もありませんし、また、特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくなるメリットもあります。
第2 個別的事情	
Q11	2箇所以上の事業所に勤務している従業員はどうなるのか。
A11	原則として、主たる給与の支払を受けている勤務先で特別徴収を行います。
Q13	特別徴収を拒否したらどうなるのか。
A13	事業者は特別徴収税額決定通知書に記載された税額を納期限内に納入する義務があります。（法第321条の5） したがって、特別徴収を拒否した結果、納期限を超過した場合は、税金を滞納していることとなり、滞納処分を行うこととなります。（法第331条）
第3 手続きについて	
(2) 異動届出書関係	
Q16	給与支払報告書を提出した後、従業員が退職、転職等をした場合の手続きはどうなるのか。
A16	退職、休職又は転職など、従業員に異動があったときは、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出していただく必要があります。 異動届出書については、異動があった翌月の10日までに提出してください。
(3) 徴収方法等	
Q20	市町村への納入はどのようにすればよいのか。振込手数料がかかるのか。
A20	特別徴収税額は、毎年5月に税額決定通知書とともにお送りする納入書により、給与支払日の翌月の10日までに金融機関等の窓口で納めていただくことになります。納入書に記載された金融機関等で納める場合、振込手数料は無料です。 それ以外の金融機関からの振込につきましては、誠に申し訳ございませんが、手数料が必要となります。手数料は振込する金融機関により異なりますので、振込をする金融機関にお尋ねください。

上記Q&Aは抜粋の為、詳しくは千葉県ホームページをご覧ください

全国法人会総連合主催

第12回法人会全国女性フォーラム 「鹿児島大会」

平成29年4月6日〜平成29年4月8日迄二泊三日の日程で第1回研修旅行と全法連全国女性フォーラム「鹿児島大会」に9名参加で実施致しました。

鹿児島空港到着後、雨模様そこで鶴（つる）の一声で予定を変更、指宿砂風呂体験へ。海辺の潮風を受け全身砂に埋もれ15分、心身共にリフレッシュした後宿へ直行。

夕食は黒豚のフルコース。出汁と豚肉がマッチしたしゃぶしゃぶ料理を堪能、食後胃がもたれる事もなく大満足。せっかくリフレッシュした身体がリバウンド…(?)

2日目は朝からドシャ降りの雨と



大会会場にて

なり尚古集成館にて島津家の歴史を見学。特に篤姫君が將軍家へ嫁ぐ際に乗ったという立派な珠玉の輿、70日をかけての江戸への旅…心身共に物凄く決意で挑んだ旅だったのでと痛感しつつ今回最大イベント鹿児島大会へ。

会場となった城山観光ホテルは、高台にあり「桜島」錦江湾、鹿児島市街地が望める絶好のロケーションだそうですが、今回は雨で想像の世界…残念!

会場は「輝け女性!そよ風は南から」をキャッチフレーズに全国より1700名が集結。「わたしたち女性部会は法人会組織の一員として研修、交流を通じて部会員の資質向上と社会への貢献を目指す法人会活動の充実に努めます。」をスローガンに掲げ、私達を取り巻く環境は少子高齢化、環境問題及び女性が輝く社会の創設など新たな課題も積み上げられ、先行き不透明な今こそ女性の在り方を構築し「篤姫」のように凛とした信念を持ち、女性が輝く時代を切り拓いていくことが求められ、将来の日本を支える子供達の育成と今後の経済成長の原動力となるようここ鹿児島から発信、女性パワーに溢れた大会となりました。

その後、霧島神宮を参拝し宿泊地へ到着。
3日目は雨模様の中、鶴戸神宮へ。



霧島神宮にて

海辺の高台、景観は素晴らしいのですが身体が…全員無事参拝した後鬼の洗濯板や青島を車窓から眺めつつ宮崎空港より羽田へ無事到着。

今回の研修旅行では、伊藤局長が引率すると雨…という嫌な伝説が的中。久々の雨の中での旅行となりましたが車中、宿泊場所では会話の花が咲き乱れ、もう食べられないと言いつつ身体ではなく会話による笑い

で腹筋運動、朝・昼・夜としっかり郷土料理に舌鼓を打ち、より一層の親睦を深めることが出来、鶴戸神宮では中村部会長が「千葉南法人会女性部会の益々のご繁栄」を祈願し、運玉を投入したら見事亀石の樹形に入り女性パワーを発揮し、今後共益々発展し続ける事が実証され、めでたしめでたしの楽しい二泊三日の研修旅行となりました



鶴戸神宮にて

公開講座 「法人税入門講座」開催

全体の仕組みから個別処理の仕方までを解説

4月14日(金) サンフラザ市原 受講者10名

法人税には特殊な事柄・難解な用語が多々あり、法人税を勉強する上で一番苦労される点です。

今回の講座は法人税をこれから勉強される方が、全体の仕組みから個別処理までを効率よく理解して頂けるように、「実務」を常に意識し重要項目を中心に千葉南税務署審理担当上席坂本氏に説明頂きました。



第29回 青年部会定時総会

平成29年5月12日、青年部会では京葉銀行文化プラザにおいて千葉南税務署の千葉副署長はじめ多数の来賓の出席を頂き、第29回定時総会を開催いたしました。

当日は第1部に「税務行政を考える」について千葉南税務署の千葉副署長よりお話を頂きました。

第2部の定時総会では平成28年度事業報告及び収支決算報告、平成29年度事業計画(案)及び収支予算(案)、任期満了に伴う役員改選の諸議案が審議され、役員改選では新部会長に楠猪狩塗装の猪狩 久仁男氏が選任された他、全議案が原案通り承認されました。



講演中の千葉副署長

議事終了後、新役員を代表して猪狩部会長より部会員の青年部会活動に対する一層の協力をお願いする挨拶がなされた。又、ご来賓の税務署千葉副署長、親会の高橋会長より青年部会の今後の活動を期待する旨の挨拶がなされた。



猪狩新部会長



出席頂いた青年部会員

第30回 女性部会定時総会

去る5月17日、千葉スカイウインドウズ店において第30回定時総会を開催いたしました。

当日は第1部に「税務研修会を開催し千葉南税務署の小山署長に「査察」と題した女性部会にふさわしい内容をお話頂きました。

第2部定時総会ではご来賓に税務署の小山署長、親会の高橋会長他多数のご臨席を頂き平成28年度事業報告並びに収支決算報告、平成29年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の任期満了に伴う役員改選の諸議案が審議され、役員改選では中村部会長が再任された他、全議案が原案通り承認可決されました。

議事終了後、新役員を代表して中村部会長より女性部会活動への部会員の協力をお願いする挨拶がなされた。



講演中の小山署長



出席頂いた女性部会員



中村部会長挨拶

第3部会員交流会では、来賓の皆様や部会員が一同に会して和やかなうちに懇親を深めることができました。

身近な法律相談

弁護士 田部井 宏明

テーマ 『遺産分割をめぐる』

近時の最高裁判例』

今回の「身近な法律相談」は、「遺産分割をめぐる近時の最高裁判例」について取り上げます。

1 平成28年12月19日決定

最高裁（大法廷）は、死亡した男性の遺族が、男性名義の預金約3800万円について、他の遺族が受けた生前贈与などと合わせて遺産分割の対象にするよう求めた事案において、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることなく、遺産分割の対象となる。」と判断しました。

その理由としては、一般的に遺産分割においては被相続

人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましいこと、実務上の観点からは、現金のように評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに對する要請も広く存在すること、その点においては本件で問題とされている預貯金が現金に近いものとして想起されることといった点が挙げられています。

2 平成29年3月6日決定

最高裁（第一小法廷）は、死

亡した女性の相続人の一人が信用金庫の女性名義の定期預金などから、自身の法定相続分の引き出しを求めた事案で、前記判例を適用し、定期預金も遺産分割の対象になるとの判断をしました。

その結果、相続人間で遺産の受け取り割合が決まる前には、定期預金などから引出しができないことになりました。

3 各判例の意義と今後の対応

そもそも、従来の判例では、預貯金は原則として相続開始時点で相続人らに当然に分割され、遺産分割の対象にはならないとされてきました。その結果、各相続人は、相続開始時から、遺産分割の結果を待たず自らの法定相続分の払戻しを金融機関に対し請求できることになっていました。しかし、金融機関は、後日の紛争を防止する観点から、そういった請求に応じないことが一般的でした。今回の各判例は、そのような金融機関の実務と判例とのギャップについて明確に判断をしたものと言え

ます。

今回の各判例により、金融機関は、遺産分割協議が未了の段階で、相続人からの払戻し請求には応じなくなると思われます。払戻しを受けるには遺産分割協議が整う必要があり、早急に現金を必要とする場合であっても口座が凍結されることになるでしょう。

その結果、例えば相続税の納付期限である10か月の間に遺産分割協議が整わなかった場合、納付現金が準備できないといった不利益が生じる可能性があります。そのため、早期に現金を得る（払戻しを行う）ための対策としては、遺言書の作成により遺言執行者を指定しておいたり、遺言代用信託を利用したりするなど、遺産分割協議を経ずに預貯金などを分割できるための方策をとっておくことが有効だと思われまます。

なお、遺言については本誌第107号に、遺産分割については本誌第112号に、それぞれ掲載されていますのでご参照下さい。

以上



会社訪問



代表取締役社長
小倉 秀一



[MADEYA

株式会社

い
ま
で
や

弊社株式会社いまでやは1962年創業の酒販店です。量販販売店の差別化を図る為、弊社の個性を、から削り上げていく必要性を感じ、全国の小規模でも丁寧に醸す生産者のもとを訪れ、造り手・風土に触れ合うことから始めました。自ら全国のお酒を購入し飲んでみて、感動した蔵元へ手紙を送り、蔵を訪問。何度も書き続け、通い続けた結果、現在素晴らしい造り手と出会うことが出来ました。

近年ではワインインポーターとタッグを組み、シンガポール・香港・カナダ・フランスへ向けて日本酒輸出業を開始。世界と小さな手造り蔵とを結ぶクルティエとなり、営業活動をおこなっております。

弊社は主に、飲食店様へ業態に合わせたお酒をご提案する業務用卸売業を中心としております。お酒をただお届けするだけでなく、様々な角度から情報を発信するサプライヤーでありたい。食とお酒のペアリング提案やメニューコーディネートなど、飲食店様に寄り添う営業を実現しています。

飲食店様への販売と同時に一般小売もおこなっており、2002年大



imadeya.
【IMADEYA GINZA】
〒104-0061 東京都中央区銀座6丁目10-1 B2F
GINZA SIX (ギンザ シックス) 地下2階
TEL: 03-6264-5537

【IMADEYA 千葉エキナカ店】
〒260-0031 千葉市中央区新千葉1-1-1
ペリエ JR 千葉エキナカ 3F S314
TEL: 043-306-2133

【IMADEYA 千葉本店】
〒260-0801 千葉市中央区仁戸名町714-4
TEL: 043-264-1439

網街道沿いに現店舗をリニューアルオープンいたしました。スタッフもコンシェルジュとなって、お客様の希望に沿ったお酒、そのお酒をより楽しむためのライフスタイルをご提案。お料理とのマリァージュはもちろん、造り手のバックグラウンドや想いをお伝えすることを使命としております。

昨年初、53年ぶりに新しく改装されたJR千葉駅の改札内(ペリエ千葉)に「IMADEYA千葉エキナカ店」をオープン。小売はもちろん、熱心な造り手による魅力溢れるお酒と手軽に食べられるおつまみが楽しめる立ち飲みスペースを併設してお

ります。

そして今年4月20日、東京銀座最大規模の商業施設・GINZA SIXに3店舗目「IMADEYA GINZA」をオープンいたしました。テーマは「和の酒」。全国の地酒・本格焼酎・日本ワインが所狭しと並んでおります。店舗内には有料で楽しめる試飲カウンターを設置。こだわった酒器で高品質なお酒が楽しめる場としてお楽しみいただいております。

弊社は今年で創業55年。沢山の方々とのご縁、そして創業当時から今日までご愛顧いただいているお客様からのご支援があつて、様々なステージにて表現出来るチャンスをいただいております。

「酒文化を通して一人でも多くの人に幸せをお届けしたい」その基本理念のもと皆様に美味しいお酒をご提案させていただきます。

♪ グランドピアノ2台で充実したレッスン♪

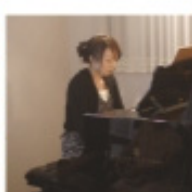
ポナール
ピアノ教室
TEL & FAX 043-261-1816

株式会社 **コヤマ**



レッスン曜日：月～土
レッスン料金：7,500円～

新規生徒募集中



HP・ブログは
ポナールピアノ教室 検索



テーマ 『床ずれ／褥瘡』

褥瘡とは、寝たきり高齢者に多い、皮膚にできるただれや傷のことです。適切な治療を受けないと治りにくく、最悪の場合には傷口から細菌が侵入し、敗血症という感染症で命を落とす方もいます。

ここでは、褥瘡が発生する仕組み、発生しやすい要因、治療方法と治療薬、予防方法についてご紹介いたします。

●褥瘡が発生する仕組み

私たちの体は、全身に血液が巡ることで酸素を運搬しています。では、この血液が止まったらどうでしょう？皆さん、ご自分の皮膚を指でつまんでみてください。血流を止めたことにより、つまんだ部位が白く変色したと思います。指を離せば血流が再開し、すぐに元の色に戻ります。

この血流が褥瘡発生に大きく関与しています。褥瘡は普段ベッド上で寝たきり生活をしている人に多く発生します。皮膚の中には骨があります。骨は固く突起がある

じよくそう

ため、ベッドと骨に挟まれた皮膚には圧がかかります。圧がかかるということは、さきほど指でつまんだ状態と同じことです。酸素の供給が不足した細胞は呼吸が出来ず、やがて壊死していきます。これが褥瘡発生の仕組みです。

●褥瘡が発生しやすい要因

私たちも普段ベッドで寝ているのに、褥瘡が発生する人と発生しない人がいるのはなぜでしょうか？

睡眠中、私たちは無意識に寝返りをすることで、皮膚にかかる圧

を分散させています。また、栄養状態が細胞組織の形成に大きく影響します。寝たきり高齢者の場合寝返りをする筋力が低下していることと、栄養不足が重なることで褥瘡ができやすい条件になっているのです。

●褥瘡の治療方法と治療薬

褥瘡で皮膚欠損した創からは、浸出液と呼ばれる透明な液体がしみだしてきます。この浸出液には白血球や細胞成長因子など、損傷部位を治すために必要な成分が含まれています。自力で損傷を治すために働いてくれているのです。しかしながら、この浸出液の量は多すぎても少なすぎても治りが悪いのです。浸出液の量を適量にコントロールするためには、塗り薬やドレッシング剤と呼ばれる被覆材が使われます。浸出液の量に適した薬剤やドレッシング剤が選択されていないと、なかなか治りません。逆に、皮膚のズレを調整しながら適切なものを適切な時期に用いることで、たとえ栄養状態が悪い人でも褥瘡部位は順調に治癒していきます。

●褥瘡予防

褥瘡発生や悪化を防ぐためには、まず栄養をしっかりと補いましょう。皮膚欠損がある場合には、損傷部位を清潔に保ちましょう。寝たきりの方を介護している場合は、少なくとも2時間ごとを目安に体位変換し、圧を分散しましょう。クッションやマットレスなどを利用して、圧がかからない工夫をしましょう。

●さいごに

褥瘡には重症度別に時期があり、それぞれの時期で治療薬も治療法も異なります。悪化してからではなく、できるだけ早い段階で医療機関を受診しましょう。





南方熊楠生誕150周年記念ロゴマーク

とりわけ生誕の地、和歌山市では、ロゴマークを作ったり記念事業を行い、全国各地でも大学の研究機関、博物館などを中心として活発な活動が行われています。

今年には明治の巨匠、南方熊楠（みなかたたくまぐす）、1867年5月18日（慶応3年4月15日）～1941年（昭和16年12月29日）の生誕150周年にあたり、全国各地で南方の活躍を顕彰するイベントが開催されています。

主なものでは、

◇第9回 国際変形菌類分類生熊学会議

平成29年8月9日～22日

◆粘菌（熊楠翁が研究した変形菌の国際学会）

◇会場 紀南文化会館

◇企画展「南方熊楠展」

平成29年12月19日～30年3月4日

◆現在の科学から見た南方熊楠

◇会場 国立科学博物館

など、他にも盛りだくさんの行事が開催されます。

熊楠といえば、粘菌と呼ばれる変形菌ですが、市内にも粘菌博物館が昨年オープンしています。石井商事の社屋の一部をお借りして、NPO法人A I I C（加藤修一代表）が中心となって開設したものです。

ここでは、粘菌を培養している、見学者なら誰でも見ることが出来ます。開設以来、北海道から沖縄まで、全国から来館者が訪れています。会員も徐々

に増え、毎月第一土曜日の12時30分から定例会が開催され、活発な意見交換が行われています。今年のテーマは環境と粘菌。よい環境には粘菌がいる。よい畑には粘菌がいる。という仮説で実地研究調査を行っています。



定例会の様子

◆粘菌博物館◆

290-0163 市原市東国吉495
 （石井商事（株）社屋内）
 東国吉三差路を本納方面に50m左側
 駐車場あり
 不定休・入場無料・寄付歓迎
 お問い合わせ 0436-52-0014
 （石井守まで）

事業鑑定士
天満由美子の健康運

（平成29年7月～9月）「健康も急がば回れが鉄則」

♈ おひつじ座 (3/21～4/20)

薬を飲み忘れたら大変、というようにやらなければ危険なこともあります。実はやっていると危険、ということがたくさんあります。

♉ おうし座 (4/21～5/21)

くれぐれも無理は禁物ですが、痛いところをかばって保守的になっていたら、よく動かして柔らかく、強くしていくイメージが大切。

♊ ふたご座 (5/22～6/21)

あれもこれも、と手をつけるより何かひとつに決めて、じっくり考えて納得して片付けて行く、という方向で考えた方が良さそうです。

♋ かに座 (6/22～7/23)

行動する時はして、休む時には休む。メリハリやタイミングを大事にしてみると、無理無駄な習慣や考えがあぶりだされてくるでしょう。

♌ しし座 (7/24～8/23)

定期的なチェック受けることが、やはり大事です。自分で健康を守らなければなりません。他の用事より優先して予定を組んでみて下さい。

♍ おとめ座 (8/24～9/23)

過信していると身体を壊す兆候です。無理をしていたことを減らせないか点検してみましょう。自覚するだけでも違ってくるものです。

♎ てんびん座 (9/24～10/23)

体質的な症状は、根気よく治療法を探すと良いでしょう。医学やお薬は日々新しくなっています。放っておかず情報収集すると吉です。

♏ さそり座 (10/24～11/22)

口コミなどで話題になっているものは、きちんと自分に合ったものか、先入観なしに判断してから使しましょう。合わなければ逆効果。

♐ いて座 (11/23～12/22)

姿勢の悪さが原因で血行不良に。つついしてしまうことの蓄積は、思ったよりも身体にダメージを与えています。普段の行動が大切です。

♑ やぎ座 (12/23～1/20)

吹き出物や皮膚炎など、発生したら市販の薬を塗る。という対処法はやめて、根本的な治療ができないか相談してみると良いでしょう。

♒ みずがめ座 (1/21～2/19)

楽しい、という感覚も健康に必要な要素。他人に迷惑をかけなければ、罪悪感を持つ必要はありません。心に栄養を与えてあげましょう。

♓ うお座 (2/20～3/20)

慣れたことほど手を抜かないようにしましょう。分量を守ることも大切です。運動や食物、薬、手を抜かず正しい分量でいきましょう。

7月

■ 簿記講座

日時：7月5日(木)、7月12日(木)、7月19日(木)、27日(木)
午後3時～午後4時50分

会場：サンプラザ市原

内容：3級程度の実務簿記

担当：千葉県税理士会千葉南支部税理士

■ パソコン講座

日時：7月13日(木)、7月14日(金)
午前9時30分～午後4時50分

会場：千葉情報経理専門学校

内容：ホームページリニューアル講座

■ 決算期別法人説明会

日時：7月6日(木) 午後1時30分～午後4時

会場：千葉南税務署

内容：決算や申告にあたっての留意事項

講師：千葉南税務署 法人課税第一部門審理担当官他、
千葉県税理士会 千葉南支部税理士

■ 新設法人説明会

日時：7月3日(月) 午後1時30分～午後3時40分

会場：千葉南税務署

内容：会社の誕生と税金について

講師：千葉南税務署 法人課税第一部門審理担当官他、
千葉県税理士会 千葉南支部税理士

8月

■ 簿記講座

日時：8月2日(木)、8月9日(木)、8月23日(木)、30日(木)
午後3時～午後4時50分

会場：サンプラザ市原

内容：3級程度の実務簿記

講師：千葉県税理士会千葉南支部税理士

9月

■ 決算期別法人説明会

日時：9月12日(火) 午後1時30分～午後4時

会場：千葉南税務署

内容：決算や申告にあたっての留意事項

講師：千葉南税務署 法人課税第一部門審理担当官他、
千葉県税理士会 千葉南支部税理士

■ 新設法人説明会

日時：9月22日(金) 午後1時30分～午後3時40分

会場：千葉南税務署

内容：会社の誕生と税金について

講師：千葉南税務署 法人課税第一部門審理担当官他、
千葉県税理士会 千葉南支部税理士

新入会員のご紹介

新しく会員になられた皆さんです
—よろしく—

株式会社一管材

千葉市緑区高田町 1423 043-291-2428

誉田支部

住宅資材販売

株式会社アジュール

市原市辰巳台西 1-9-6 0436-75-6901

市津支部

飲食業

特定非営利活動法人川島会

市原市君塚 1-21-26 0436-21-8916

五東三支部

里山再生事業次世代エネルギーの創出事業

株式会社エムアイシー

習志野市袖ヶ浦 1-3-12 047-453-2468

南支部

人材派遣業



7月

- 3日(月) 新設法人説明会
- 4日(火) 第1回県法連事務局長会議
県法連経営者大型総合保障制度推進懇談会
- 5日(水) 簿記講座⑤
- 6日(木) 決算期別法人説明会
- 7日(金) 千葉南優申会監査
- 11日(火) 第1回生活習慣病健診①
- 12日(水) 第1回青年部会会員交流会
簿記講座⑥
- 13日(木) 第1回生活習慣病健診②
A I U損害保険「ビジネスガード5年3倍計画」
キックオフ会議
- 13日(木)~14日(金)
パソコン講座①②
- 15日(土) 税務・経営無料相談
- 19日(水) 女性部会税務署表敬訪問
第2回女性部会正副部会長会議
簿記講座⑦
- 20日(木) 正副会長・常任理事税務署表敬訪問
第2回常任理事会
- 21日(金) 第2回厚生委員会
- 26日(水) 第2回千葉南税務署団体長懇話会
青年部会税務署表敬訪問
第2回青年部会定例役員会
- 27日(木) 源泉部会税務署表敬訪問
簿記講座⑧
- 28日(金) 第1回第1・第2支部連合支部合同役員会

8月

- 1日(火) 女性部会カルチャー講座
- 2日(水) 第1回第3支部連合支部合同役員会
簿記講座⑨
- 3日(木) 千葉南優申会税務署との連絡協議会
第1回千葉南優申会世話人会
- 4日(金) 第2回理事会

- 6日(日) 第1・第2支部連合同会会員交流会
- 8日(火) 源泉部会定例研修会
- 9日(水) 簿記講座⑩
第1回第6支部連合支部合同役員会
- 18日(金) 第3回女性部会定例役員会
- 22日(火) 第2回税制委員会
- 23日(水) 簿記講座⑪
千葉県税理士会千葉南支部との会員増強並びにe-Tax利用推進連絡協議会
- 24日(木) 第2回青年部会会員交流会
- 26日(土) 第6支部連合会員交流会
- 29日(火) 大同生命・A I U損害保険・アメリカンファミリー生命と会員増強並びに全法連福利厚生制度推進会議
- 30日(水) 簿記講座⑫・閉講式

9月

- 5日(火) 第1回第4支部連合支部合同役員会
- 6日(水) 第2回千葉南優申会世話人会
第24回千葉南優申会定時総会
- 7日(木) 第3回広報委員会
- 8日(金) 第1回第5支部連合支部合同役員会
- 12日(火) 決算期別法人説明会
- 13日(水) 源泉部会課外研修会
- 15日(金) 第26回役員研修会
- 16日(土) 税務・経営無料相談
- 20日(水) 第3回税務・会計セミナー①
- 21日(木) 第2回女性部会税務研修会
女性部会署長との懇談会
女性部会会員交流会
- 22日(金) 新設法人説明会
- 27日(水) 第3回税務・会計セミナー②
第2回青年部会税務研修会
第3回青年部会会員交流会
- 28日(木) 第5支部連合会員交流会

ミズノ興業有限会社 HP <http://www.a-bus.jp>
住所：千葉市中央区今井3丁目12番11号



TEL 043-209-6633 FAX 043-261-2379

賞切観光バス

- 企業様ご送迎/ご宴会/お子様の部活動/冠婚葬祭などのご送迎。大歓迎!
- ご家族様などの少人数でのご利用や、ご友人などの大人数でのご利用でも、お客様に合ったバスでお迎え致します。
- 遠方へのご旅行にも最適な観光バスもご用意しております。おすすめの観光スポットなど、当社のスタッフがアドバイス致しますのでお気軽にご相談ください。

千葉南法人会会員の皆様
(会員証明書提示により)

会員の方に缶ドリンクをお一人様1本サービス!
ご希望ございましたらご相談ください。

※会員証明書は事務局にご請求ください。

法人会の法律相談

お問い合わせ先

(一社)千葉南法人会
TEL 043-264-4080
FAX 043-264-4680

1時間まで
無料
お気軽にどうぞ!!



担当

けやき総合法律事務所
〒260-0013
千葉市中央区中央3丁目10番6号
北野京業ビル3階
TEL 043-202-6003
FAX 043-202-6004

1. 申し込み方法

(一社)千葉南法人会事務局宛電話でお申込下さい。
TEL: 043-264-4080

(土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)
お申込み後、別途事務局より必要な手続きにつ
いてご連絡申し上げます。
(申し込み状況によってはお断りする場合もあ
ります。)

2. 相談日時

毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午
前10時・11時および午後2時・3時です。
(申込時に希望日時をお聞きして、事務局にて
相談弁護士と打合せの上決定させていただきます。)

3. 利用できる方

千葉南法人会の会員企業。(同一企業の相談は
月1回に限らせていただきます。)

4. 相談内容

法律全般。(会社業務以外の相談は不可。)

5. 相談場所

上記法律事務所
交通: JR千葉駅 徒歩15分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(一社)千葉南法人会が負担します。
- 時間を越えて相談される場合は相談者の負担
となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円です。(別途
消費税) その場で実費をお支払いください。

法人会からのお願い

会費納入のお願い

法人会は会員皆様からの会費によって運営されております。会費が納入されませんと大きな支障をきたします。出費ご多端の折恐縮ですが、平成29年度会費をまだ納入されていない方は、最寄りの金融機関よりお振込み下さいますようお願い致します。

住所等が変わったら連絡下さい

法人会では、年4回の全法連季刊誌「ほうじん」、当会会報「ほうじんかい」により会員に役立つ情報をお送りしております。法人名、所在地、代表者名、電話番号等に変更がありましたら、事務局までご連絡下さいますようお願い致します。

一般社団法人 千葉南法人会会報

第118号 平成29年6月発行
発行所 一般社団法人 千葉南法人会
〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5
ケービル201号
電話 043-264-4080
FAX 043-264-4680
E-mail: minamihoujinkai@theia.ocn.ne.jp
発行人 高橋紀男
編集 広報委員会
編集責任者 秋庭重樹
印刷・会員 ㈱丸三印刷所

PS、編集後記を担当しています(MY)です。次期も広報委員会のメンバーとして活動していきますので、引き続きよろしくお願ひ致します。

第30回通常総会が開かれました。今年度は、任期満了に伴う役員改選が行われ、新役員が選定されました。2年間、理事、各委員または各支部連合、各支部の役員の方々には、法人会の事業活動にご協力を頂きありがとうございました。この場にて感謝申し上げます。時に、法人会活動の基盤となる支部連合と支部の役員を選定に苦勞されているようです。問題は、役員の高齢化と後継者の育成をどのようにしていくかということです。新規入会活動も大事だと思いますが、法人会運営の内部についても、もう一度団体として見直す時期ではないのでしょうか。

編集後記

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

新登場



がんをきむ
病気や
ケガの
備えに

ちゃんと応える
医療保険
EVER

入院にも通院にも、ますます強くなりました

■通院ありプラン 入院給付金日額/通院給付金日額5,000円の場合
保険期間:終身(入院一時金特約)を付加した場合

入院	5日未満の場合 (一律5日分)	2.5万円
	5日以上の場合 1日につき	5,000円
特約が新登場しました		
プラス	入院一時金特約 1回の入院につき 特約給付金5万円の範囲	5万円
手術	重大手術 がんに対する開胸・開腹・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき	20万円
	手術 入院中の手術 1回につき 外来による手術 1回につき	5万円 / 2.5万円
放射線治療	入院しなくても 1回につき	5万円
入院前後の 通院	1日につき	5,000円

終身

ダックの
医療相談サポート
病気・ケガをしたときの、治療費以外の
不安や悩みもサポートします

月払保険料
集団取扱
通院ありプラン 入院給付金日額/通院給付金日額5,000円
入院給付金支払限度:60日型(入院一時金特約)特約給付金5万円
保険料払込期間:終身 三大疾病保険料払込免除特約なし 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,865円	2,320円	3,105円	4,660円
女性	2,035円	2,335円	2,815円	4,105円

2017年3月2日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態になったら
2年に1回を限度に
一時金をお支払いします

以後の保険料が
不要になります

三大疾病
保険料払込免除特約

●契約年齢●
0歳~
満85歳
まで



心配な
「がん」の
備えに

新 生きるための
がん保険 Days

三大治療もしっかり保障

■Aプラン 入院給付金日額5,000円の場合
保険期間:終身(抗がん剤治療給付金)は10年更新

診断	一時金として 1回限り	がん 50万円 上皮下 新生物 5万円
入院	1日目から 日数無制限	1日につき 5,000円
通院	三大治療のための通院は日数無制限 通院後365日以内の通院は5日数無制限	1日につき 5,000円
手術	一連の手術については14日間に1回 回数無制限	1回につき 10万円
放射線	60日に1回 回数無制限	1回につき 10万円
抗がん剤	治療を受けた月ごと 入院しなくても 5万円 (給付倍率2倍)	乳がん・前立腺がんの ホルモン療法の際 2.5万円 (給付倍率1倍)

終身

10年更新

▼上皮下新生物は保障の対象外

プレミアサポート 訪問面談 サービス 専門医 ベストドクターズ®サービス 紹介 (プレミアタイプ)*

*Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の登録です。
※がん専門相談サービス「プレミアサポート」は、(株)法研が提供するサービスです。

月払保険料
集団取扱
Aプラン 入院給付金日額5,000円 解約払戻金なしタイプ
定額タイプ 保険料払込期間:終身(抗がん剤治療給付金)
は10年更新

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,010円	1,420円	2,135円	3,460円
女性	1,095円	1,550円	2,295円	2,970円

* (抗がん剤治療給付金)は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。 2017年2月20日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス

がんの先進医療に備えられます

がん再発のリスクに備えられます

がん先進医療特約

診断給付金
治療費支払特約

●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適用症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適用症・実施する医療機関は随時見直されます。●特約のみのご契約や(入院一時金特約)(三大疾病一時金特約)(三大疾病保険料払込免除特約)(診断給付金複数回支払特約)の中途付加はできません。●返金(償還)後は契約利率の保険料に変更となります。○商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。

「生きる」を創る。

Afiac アフラック

アフラック千葉総合支
〒260-0028 千葉県千葉市中央区新町1000番センシティビルディング11F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求はインターネットで
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会 検索

No.1 アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成29年度エイシンアフラック生命保険統計発表

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



中小企業・個人事業主のみなさまへ

ちばぎんビジネスセンター

事業資金のお悩みに、スピーディかつ細やかにお応えいたします。

TEL: ☎ 0120-111-523

FAX: 0120-555-236

※「お借入ご相談シート」が、下記ホームページにございます。

9:00~17:00 月~金
(ただし銀行の休業日を除きます)
FAXは24時間受付

いますぐ
お電話か
FAXで!

お取引が
なくても
OK!

専任の
担当者が
承ります!



資金調達や法人向けの情報がたくさんあったホームページはこちら

ちばぎんビジネスセンター

検索

法人向けインターネットバンキング

コスモスWEB& コスモス外為WEB

簡単

低コスト

便利

安全

コスモスWEB・コスモス外為WEBについてのお問い合わせ

コスモスWEBについてはこちら
千葉興業銀行EBサービスセンター

☎ 0120-122-606 平日9:00~18:00
(銀行休業日は除きます)

コスモス外為WEBについてはこちら

千葉興業銀行コスモス外為WEBヘルプデスク(外為為替取引サービス専用)

☎ 0120-717-785 平日9:00~17:00
(土日祝日・銀行休業日は除きます)

ご利用のパソコンがATMに!ちば興銀があなたの業務をサポートします。

ちば興銀

検索



皆さまのお役に立ちます!

~法人・事業者さま向けサポートメニュー~

京業銀行は、法人・
事業者さまをしつかり
お支援します。



京業銀行

事業に関するさまざまなサポートをご用意しております。

➤ 不動産活用

➤ 事業承継

➤ 事業リスク対策

➤ 海外展開

➤ 産学連携

➤ ビジネスローン

サポートデスク

携帯電話からは

☎ 0120-551-210

TEL.043-204-5480

受付時間:月~金 9:00~17:00 (土・日・祝・12/31~1/3除く)

くわしくは京業銀行の窓口でお気軽にお問い合わせください。商品内容については、ホームページでもご案内しています。

京業銀行 法人

検索

納税の時にあわてない為に



消費税納税 定期積金

納税に備え定期的に資金を準備するための定期積金です。

事業者向けローン ご融資金額最高1億円

(取扱期間:平成29年9月29日まで)

(そく・せん・りよく)
即・千・カスペシャル

●本商品については商品タイプ毎に、ご融資金額・ご融資利率・ご融資期間等が異なりますので、詳しくは当金庫の本支店にお問合せください。●審査結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。



千葉信用金庫

http://www.shinkin.co.jp/chibaskb/

くわしくは当金庫の本支店にお気軽にお問い合わせください。